一項（第九条の七の四、第七十条の五及び第八十四条の四において準用する場合を含む。）並びに第四条の十八第一項及び第二項（これらの規定を第九条の七の四、第七十条の五及び第八十四条の四において準用する場合を含む。）	第十六条の二条第一項
（略）	（略）
危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）	第三十八条第二項、第百三条第四項、第百十一条第五項及び第二百三十五条第二項
（略）	（略）
船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）	第四十条、第四十三条第二項、第四十六条第四項、第五十一条第十項、第六十条の五第三項、第六十一条第一項及び第二項、第六十一条の二第一項及び第二項、第六十一条の三第一項及び第二項並びに第六十二条第一項
（略）	（略）
特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）	第十五条の三の三第三項、第十九条第二項、第二十五条第四項、第二十七条第九項及び第二十七条の二第九項
（略）	（略）
河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）	第二十七条の十一第一項及び第二十七条の十五第四項（これらの規定を第二十七条の二十一（第三十八条の四において準用する場合を含む。）及び第三十八条の四において準用する場合を含む。）
海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）	第十条
小型船造船業法施行規則（昭和四十一年運輸省令第五十四号）	第二十九条第一項並びに第三十四条第一項及び第二項
都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）	第十条の二条第一項

一項（第九条の七の四及び第八十四条の四において準用する場合を含む。）並びに第四条の十八第一項及び第二項（これらの規定を第九条の七の四及び第八十四条の四において準用する場合を含む。）	
（略）	（略）
危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）	第百三条第四項及び第二百三十五条第二項
（略）	（略）
船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）	第四十六条第四項、第五十一条第七項、第六十条の五第三項、第六十一条第一項、第六十一条の二第一項、第六十一条の三第一項及び第六十二条第一項
（略）	（略）
特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）	第十九条第二項
河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）	第二十七条の十一第一項及び第二十七条の十五第四項（これらの規定を第二十七条の二十一（第三十八条の四において準用する場合を含む。）及び第三十八条の四において準用する場合を含む。）
小型船造船業法施行規則（昭和四十一年運輸省令第五十四号）	第二十九条第一項並びに第三十四条第一項及び第二項